(名称)

第 1条 この委員会は、日本肝胆膵外科学会編集委員会(以下「委員会」)という。

(適用)

第2条 委員会は、日本肝胆膵外科学会(以下「本会」)定款第25条及び定款細則第1号第8条に定められたことのほかは、 この内規によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会、日本胆道学会、及び the Asian-Pacific Hepato-Pancreato-Biliary Association の機関誌である Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences (以下「JHBPS」) の国際的評価を向上させることを目的とする。

(業務)

- 第4条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。
 - (1) 投稿規程の遵守と必要に応じた改訂
 - (2) 投稿・査読状況の分析と peer review
 - (3) 順調な査読システムの堅持
 - (4) 掲載論文の引用状況の分析
 - (5) トピックス(特集)の企画
 - (6) 不正投稿への対処
 - (7) 査読、編集、出版に関わる問題点の検討

(構成等)

- 第5条 委員会は、委員長(担当理事、Editor-in-Chief)、副委員長(Co-Editor)、委員(Associate Editor、Editor for New Media、Editorial Board、Statistic Adviser)をもって構成する。
- 2 委員 (Associate Editor、Editor for Media、Editorial Board、Statistic Adviser) は、委員長(担当理事、Editor-in-Chief)

が選出する。

3 委員長(担当理事) (Editor-in-Chief) は、本委員会の審議に必要と認めるものをオブザーバーとして参加させることができる。

(Editor-in-Chief の業務)

- 第6条 Editor-in-Chief は、委員長(担当理事)として委員会の業務の遂行を総括し、次の業務を行う。
 - (1) 一般投稿論文の査読過程の進行、及び採否の決定
 - (2) 採択論文の掲載号の決定
 - (3) 出版社との交渉・契約
 - (4) トピックス (特集) の企画者の指名
 - (5) 日本胆道学会、the Asian-Pacific Hepato-Pancreato-Biliary Association との交渉と連携
 - (6) 査読、編集、出版に関わるその他の業務及びガイドラインのチェック
 - (7) 理事会と総会において編集委員会報告を行う

(Co-Editor の業務)

- 第7条 副委員長 (Co-Editor) は、次の業務を行う。
 - (1) 委員長(担当理事、Editor-in-Chief) を支え、委員会の業務を遂行する。

(招集等)

- 第8条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長(担当理事、Editor-in-Chief) が招集する。
 - 2 委員会の議長は、委員長(担当理事、Editor-in-Chief) とする。

(定足数等)

第9条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。

ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議決等)

- 第10条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 2 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる 委員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の決議があった ものとみなす。

(倫理規範)

- 第11条 投稿論文が次の規定に違反している場合は、厳格な処置を講ずるものとする。
 - (1) 臨床研究は、ヘルシンキ宣言の勧告に従って実施されていること。
 - (2)動物を用いた実験では、所属施設または国で定めている倫理的基準に基づいていること。
 - (3) INTERNATIONAL COMMITTEE of MEDICAL JOURNAL EDITORS(ICMJE) O Uniform Requirements for Manuscripts

Submitted to Biomedical Journalsの定める二重投稿に抵触していないこと。

(秘密保持)

- 第12条 委員は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。
- 2 委員及び関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏えいしてはならない。 (内規の変更)

第13条 この内規は、本会規約委員会との協議及び委員会の議決を経て、理事会の承認を受け、変更することができる。

(附則)

- この内規は、2012年5月31日から施行する。
- この内規は、2012年11月30日から一部改正の上、施行する。
- この内規は、2013年11月23日から一部改正の上、施行する。
- この内規は、2014年11月20日から一部改正の上、施行する。
- この内規は、2015年6月11日から一部改正の上、施行する。
- この内規は、2019年4月19日から一部改正の上、施行する。
- この内規は、2020年7月6日から一部改正の上、施行する